

中間処理業者による廃棄物の過剰保管

事例1



廃棄物処分業（破碎）、収集運搬業の許可を有するA事業者が、中間処理施設（破碎施設）敷地内に、平成14年頃から廃棄物（中間処理前及び中間処理後のもの）を不適正に保管（廃プラスチック類、木くず等を約50,000m³（面積約6,400m²、高さ約18m））。

改善命令を発出したが履行しなかったため、平成18年に業許可取消処分。平成19年に、改善命令違反等により、法人は300万円、実質的経営者は懲役2年6月、罰金300万円、執行猶予5年の刑に処せられた。

屋外で容器によらず積み上げてあり、飛散・流出・崩壊、木くず等の発火などのおそれがある。

事例2

廃棄物処分業（中間処理）の許可を有するB事業者が、中間処理施設（破碎施設）敷地内に、平成10年頃から廃棄物（中間処理前及び中間処理後のもの）を不適正に保管（自動車等破碎物等を約9,500m³（面積約2,000m²、高さ約4.5m））。

改善命令を発出中。

屋外で容器によらず積み上げてあり、飛散・流出・崩壊、発火などのおそれがある。



行政処分の方針について（概要）

平成17年8月12日環産第050812003号
各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部局長宛
産業廃棄物課長通知

行政処分の迅速化について

- ◆ 違反行為を把握した場合、速やかに行政処分を行うこと。
- ◆ 不法投棄を把握した場合、①速やかに処分者等を確認し、措置命令により原状回復措置を講ずるよう命ずること、②不法投棄として告発すること、③命令に従わないときは命令違反として積極的に告発すること、④捜査機関と連携しつつ、許可を速やかに取り消すこと。

行政指導について

- ◆ 行政指導は、迅速かつ柔軟な対応という観点から効果的だが、相手方の任意の協力を前提とするため、相手方が従わないことに法的効果は生じない。
- ◆ 緊急の場合・必要な場合には躊躇することなく行政処分を行うなど、違反行為に対しては厳正に対処すること。

刑事処分との関係について

- ◆ 行政処分は将来にわたる行政目的の確保を主目的とするもので、過去の行為を評価する刑事処分とは目的が異なる。
- ◆ 違反行為の事実を把握した場合には、刑事処分を待つことなく、速やかに行政処分を行うこと。

事実認定について

- ◆ 行政処分を行うためには、違反行為の事実が客観的に認定されれば足りるのであり、違反行為の認定に直接必要とされない行為者の主観的意思等が不明であることを理由に、行政処分を留保するべきではない。

行政処分の公表について

- ◆ 排出事業者が適正な処理業者に処理委託できるよう、行政処分（取消処分、停止処分、改善命令、措置命令）を発出した場合には、その内容を積極的に公表されたいこと。この場合、処理業者等から非公開を条件として提供された情報など異なり、処理業者や無許可業者に対し行政処分を行った旨の情報は、排出事業者に対する情報提供を目的として、特段の法令上の根拠がなくとも公表することが可能。なお、改善命令及び措置命令については、命令内容の履行がなされた場合にはその旨も公表することが望ましい。
- ◆ 公表手段としては、行政処分を行った時点で速やかにHP等を用いて一定期間公表することが考えられるが、具体的な手法については情報の迅速性や排出事業者にとっての簡便性を考慮した上で各都道府県で判断されたいこと。

欠格要件、許可取消処分の義務化について

法に従った適正な業の遂行を期待できない者を産業廃棄物処理業から排除するため、以下の対象者が欠格要件に該当する場合、都道府県知事は、廃産業廃棄物処理業、産業廃棄物処理施設設置許可を取り消さなければならない。(法第14条の3の2第1項第1号)

対象者

- 申請事業者
- 法人の役員(5%以上の株主等の実質的な支配者(黒幕(自然人に限る。))を含む。)、
使用人(支店長など) など

欠格要件

○ 破産者 等

○ 禁錮以上の刑に処せられてから五年を経過しない者

○ 暴力団員又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者

○ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

○ 廃棄物処理法、環境保全法令、刑法(※)などの法律違反によって罰金以上の刑に処せられてから(＊)五年を経過しない者

※ 刑法のうち、傷害罪、現場助勢罪、暴行罪、危険運転致死罪、脅迫罪、背任罪に違反した場合のみ

* 刑について判決が確定してから、該当することとなる。

○ 廃棄物処理業、浄化槽清掃業の許可を取り消された者で取消しの日から五年を経過しない者(廃業した場合も同じ)

○ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

例) ・過去、繰り返し許可取消処分を受けている者

・廃掃法、環境保全法令、刑法などの法律違反によって、検察から公訴を提起されている者

・環境保全法令違反を繰り返し行政指導が累積している者 など

□ : 法人を含むもの

欠格要件、取消要件を強化してきた背景

対行政暴力事件

暴力団等、悪質な者の介入

後を絶たない不法投棄

安かろう悪かろうの処理が横行し、優良業者が産業廃棄物処理の市場で優位に立てないという状況

欠格要件

産業廃棄物処理業者としての適性を類型化した欠格要件を強化することにより、悪質業者の新たな参入を排除しつつ、既に産業廃棄物処理業を行っている者が欠格要件に該当した際には、確実に放逐することにより業界の浄化を図る必要。

累次の改正により欠格要件を拡大。

- 暴力団対策法違反で罰金以上の刑から5年を経過しない者（平成9年）
- 許可取消法人の役員（平成9年）
- 実質的に役員同等の支配力を有する者（黒幕）（平成9年）
- 暴力団員、暴力団員等が事業活動を支配する者（平成12年）
- 施設設置許可に欠格要件を導入（平成12年）
- 聴聞通知後に廃業した者（平成15年）
- 暴力団員等が事業活動を支配する個人（平成17年）

効果

- 法令を遵守し、適正処理能力を備える産業廃棄物処理業者のみによる業の運営を図ることにより、産業廃棄物処理に対する国民の不信感を払拭。

取消要件

欠格要件に該当した場合には、「取り消すことができる」規定（裁量規定）

- ・平成12年改正で、暴力団排除条項を追加
- ・悪質業者の淘汰による廃棄物業界の優良化

年間の取消件数は数十件程度にとどまる。

平成13年に厳格な処分を行うよう自治体に通知（「行政処分の指針」）

自治体に対する行政暴力

聴聞等の手続を要するため手続が遅延

平成15年法改正によって、欠格要件に該当した場合には、「取り消さなければならない」規定とされる（取消処分の義務化）

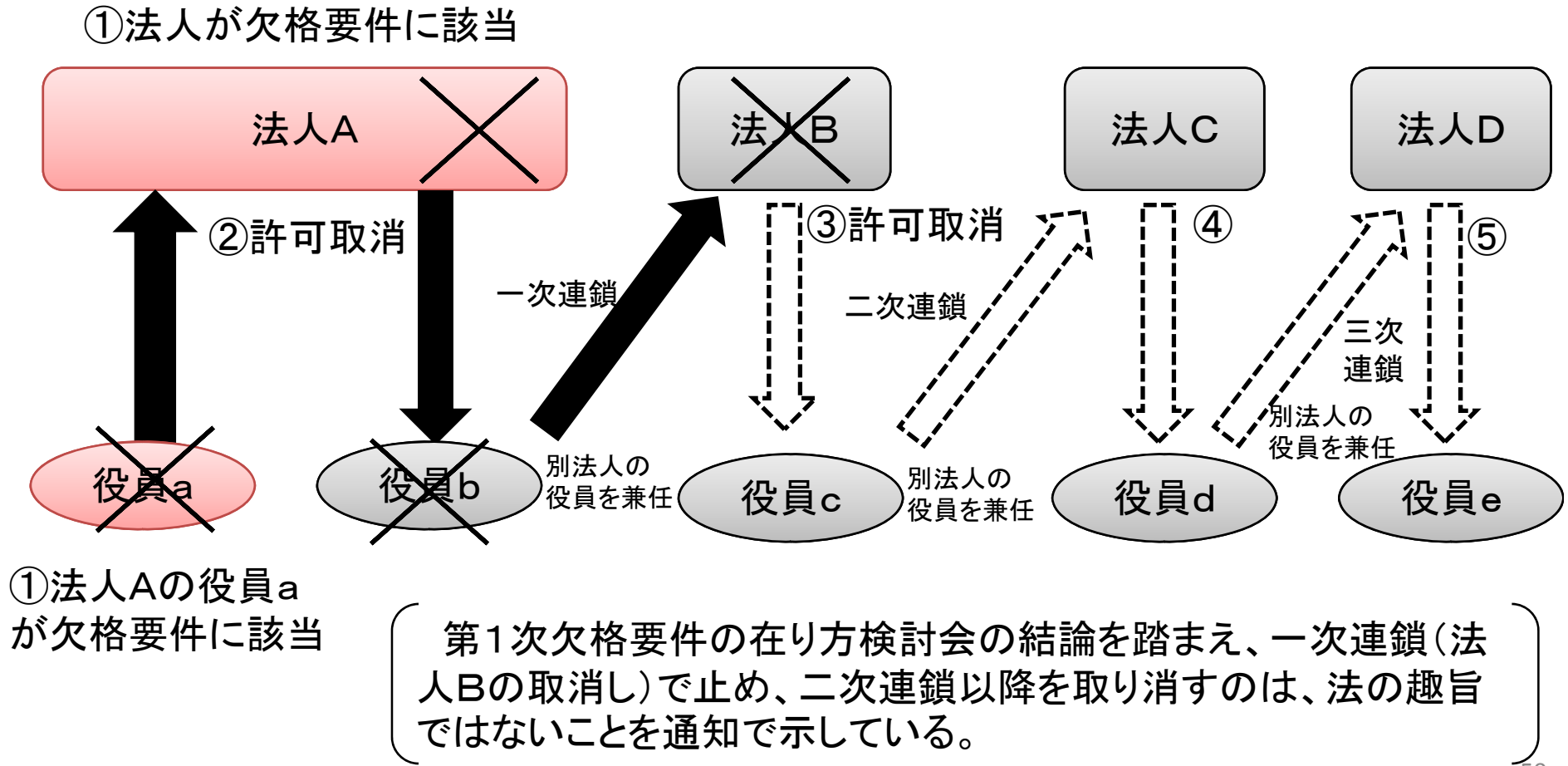
効果

現在の取消件数は年間700件程度。

- 裁量がなくなることで、自治体に対する行政暴力等の圧力が減少。
- 罰金刑、禁錮刑等、欠格要件に該当することが明らかでない場合、聴聞が不要なので迅速な対応が可能となる。

欠格要件の無限連鎖について

いわゆる無限連鎖問題とは、法人A又は役員aが欠格要件に該当したことを発端として、別役員が他法人に兼任していれば、法理論上は、無限に他法人の取消しが続く構造のこと。

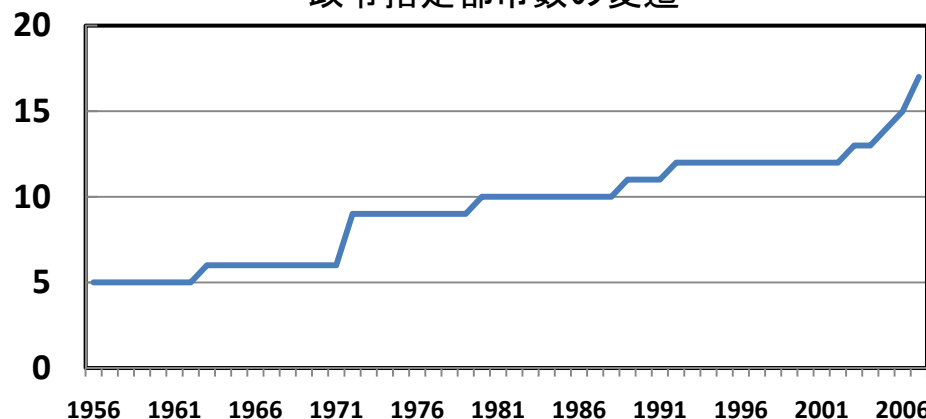


産業廃棄物収集運搬業許可に係る手続負担の経緯

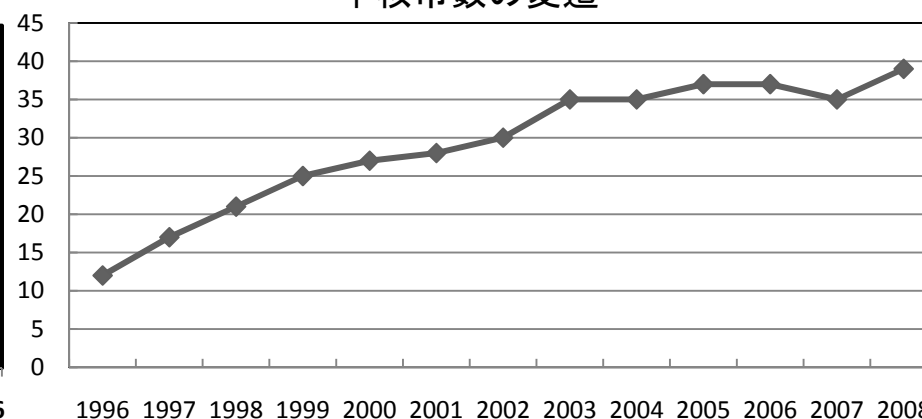
産業廃棄物処理の事務を処理する地方公共団体の変更

1. 都道府県
2. 廃棄物処理法施行令で定める市(いわゆる政令市)
 - ① 地方自治法上の政令指定都市
 - ② 地方自治法上の中核市
 - ③ その他施行令で定める市

政令指定都市数の変遷



中核市数の変遷



政令市数は、平成9年の38市から、平成21年には62市へ増加

申請書記載項目等の変更

H
3

- 処理業許可を、収集運搬業許可と処分業許可に細分化
- 許可基準に、資力要件を追加

H
9

- 欠格要件における役員の範囲に、法人に対し実質的支配力を有する者を追加
- 積替保管の適正化、収集運搬業者への委託の適正化

H
17

- 欠格要件に該当した場合の届出義務の新設

- 事業範囲に積替えの有無等の記載を追加

- 経理的基礎に関する書類を追加

- 一定比率以上の株主、出資者に関する事項(氏名・住所・住民票等)を追加
- 積替保管に関する事項を追加

- 申請者が欠格要件に該当しない旨の誓約書を追加

産業廃棄物収集運搬業の許可申請書について

許可申請書の記載項目

氏名・名称（法人はその代表者氏名）、住所
申請者が未成年である場合、その法定代理人
申請者が法人である場合、その役員
申請者に使用人がある場合はその使用人
申請者が法人の場合、 ・発行済株式総数の5%以上を有する株主 ・出資額の5%以上の額に相当する出資をしている者の、氏名、名称、保有株式数又は出資金
事業の範囲
事務所・事業場の所在地
事業の用に供する施設の種類・数量
積替保管を行う場合それに関する事項
①所在地
②面積
③積替保管を行う産廃の種類
④積替保管上限
⑤積上高さ上限

許可申請書の添付書類

住民票の写し、成年被後見人・被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
申請者が未成年である場合、その法定代理人
申請者が法人である場合、その役員
申請者に使用人がある場合はその使用人
申請者が法人の場合、 ・発行済株式総数の5%以上を有する株主 ・出資額の5%以上の額に相当する出資をしている者の住民票の写し、成年被後見人・被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
申請者が欠格要件に該当しない旨の誓約書
申請者が法人の場合、定款・寄附行為、登記事項証明書
事業計画の概要
事業の用に供する施設の構造図等、設計計算書、施設付近の見取り図
施設の所有権・使用権原を有することを証明書
事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類
経理的基礎に関する書類
事業開始に要する資金総額と調達方法
申請者が法人の場合、 直前3年の貸借対照表、損益計算書、法人税納付額、納付済証明書類
申請者が個人の場合、 資産調書、直前3年の所得税納付額、納付済証明書類

先行許可証の提示により、
県の判断で省略させることが可能。

収集運搬に伴う積替保管の問題事例

収集運搬業者B社が、廃プラスチック類等を、約1年間にわたり、積替保管施設において、不適正に保管（約9300m³、面積1500m²、高さ14m）。

県は立入検査による発覚後、適正処理及び撤去する旨行政指導したが、改善が進まないばかりか、さらに約4000m³積み上げ、不適正な状態が継続・悪化した。

屋外でうずたかく積み上げられており、囲いの破損等も見られ、廃棄物の飛散、流出、崩壊、火災発生のおそれがある。

